5/6 朝日

# 「桜」夕食会不記載 供述調書に経緯

## 東京秘書が相談

## 「差額負担 載せれば問題に」

## 地元秘書は不満

## 「詰めの甘い対応」でも同意

「桜を見る会」夕食会問題

安倍晋三元首相の後援会が2013～19年に開催。東京地検特捜部は20年、16～19年の4年分の後援会の収支報告書に、安倍氏側が補塡した計約708万円を含めた計約3022万円の収支を記載しなかった政治資金規正法違反の罪で、配川博之・元公設第1秘書を略式起訴。東京簡裁は罰金100万円を命じた。検察審査会は21年、公職選挙法違反（選挙区内での寄付）などの容疑について、安倍氏の不起訴を不当と議決。再捜査した地検は同年、再び不起訴とした。

「桜を見る会」であいさつする安倍首相（当時）＝2019年4月、代表撮影

安倍晋三元首相の後援会が「桜を見る会」の前日に開いた夕食会の費用を安倍氏側が補塡した問題で、配川博之・元公設第1秘書(62)らが、補塡は選挙区内での違法寄付にあたると問題視されることを懸念して意図的に収支報告書への記載を避けたと、東京地検特捜部の調べに供述していたことが、刑事確定記録で分かった。

朝日新聞は、配川元秘書が政治資金規正法違反（不記載）罪で罰金刑を受けた事件について、刑事確定訴訟記録法に基づいて記録の閲覧を請求し、地検が許可した複数の秘書、事務員の供述調書や捜査報告書を2日に閲覧した。略式起訴された配川元秘書の裁判手続きは非公開の書面審理だったため、今回の閲覧によって具体的な経緯や供述内容が明らかになった。

山口県下関市の地元事務所を統括していた配川元秘書と東京の秘書の供述調書によると、夕食会は、配川元秘書が2013年2月ごろに後援会幹部の要望を受けて提案した。主催は配川元秘書が代表を務めた政治団体「安倍晋三後援会」（同市）だったが、開催場所となる東京都内のホテルとの交渉は東京・永田町の議員会館事務所が担った。

東京の秘書の調書によると、この秘書は参加者1人あたりの会費を5千円に設定したが、「当初から会費では賄いきれず、差額を後援会で負担する可能性が高い」と考えた。一方で「（差額負担は）公職選挙法上の寄付に当たるのではないかという問題意識があり、そのまま収支報告書に載せればマスコミにも取り上げられ、シビアな問題になる」と懸念した。

「適法な打開策」は見いだせず、「収支報告書の作成責任者の配川に任せるほかない」と「問題解決を先送り」し、配川元秘書に電話で相談したという。

配川元秘書の調書によると、配川元秘書は地元での寄付の禁止規定に常に注意を払っていたという経験から、「何をやっているんだ東京は」「議員会館事務所が詰めの甘い対応をしたせいで、地元にしわ寄せが来た」と不満を持った。とはいえ会費の増額は難しいと考え、「到底、実際の収支は載せられない」と東京の秘書に同意したという。

東京の秘書は調書で、マスコミを騒がした前夜事情として12年秋の朝日新聞の記事に言及していた。安倍氏が代表の自民党山口県第4選挙区支部がキャバクラなどでの飲食代を政治資金で支払ったという内容で、「安倍も激怒して配川を厳しく叱責した」という。夕食会の収支報告についてはその後、配川元秘書ときちんと対応を協議することなく、「互いに相手に任せるような形」になって放置されたという。

こうした結果、13～19年に計7回開かれた夕食会の収支はいずれも収支報告書に記載されなかった。不記載を続けた理由を配川元秘書は調書で「つじつまが合わなくなる」と供述した。

補塡の原資について安倍氏は20年12月の会見で「私的なものに支出するため、事務所に預けていた手持ち資金」と説明していた。

一方、東京の秘書は調書で、安倍氏から預かった現金について「安倍や昭恵夫人の個人的な支払い以外にも、安倍の関係政治団体のうちいずれの団体の支出とすべきか決めきれない支払いなどにも使用した」と供述。「実際は純粋な安倍個人の資金というわけでもなく、事務所のプール金のような性格だった」と語っていた。夕食会の補塡にプール金を使ったことは当時、安倍氏には伝えず、ホテルが発行した16年以降の請求書や領収証はシュレッダーなどで廃棄したとも説明していた。

安倍氏は首相時代に国会で「夕食会の会費は参加者の自己負担で支払われている。後援会としての収入、支出は一切なく、収支報告書への記載は必要ない」と答弁。配川元秘書の略式起訴を受け、「結果として事実に反するものがあった」と謝罪した。安倍氏の供述調書は閲覧が許可された記録に含まれていなかった。

特捜部は、選挙区内での寄付容疑については、参加者に会費を上回る利益を受けた認識がなかったとして、配川元秘書も安倍氏も不起訴にしている。

「桜を見る会」夕食会費をめぐる不記載事件の構図
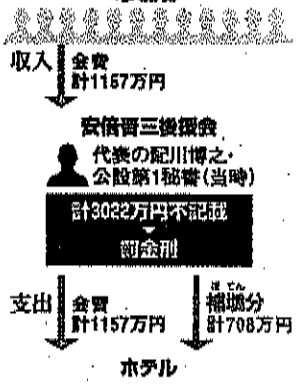
対象は2016～19年分。数字は収支報告書不記載額